

令和8年
(2026年)

5

そうごう 総合センターだより

かわにしし そうごう かわにしりん ぼ かん かわにしじ どうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

かわにしし ひだかちょう ばん ごう
川西市日高町1番2号 ☎072(758)8398 Fax 072(758)2132



だれ じぶん い しゃかい
誰もが自分らしく生きられる社会へ

たいせつ ほうりつ ふしめ むか
～大切な法律の節目を迎えて～

2026(令和8)年は、私たちの権利を守るための大切な法律が、大きな節目を迎える年です。

日本国憲法公布から80年、「らい予防法」廃止から30年、「障害者自立支援法」施行から

20年、人権三法施行から10年(部落差別解消推進法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法)。

日本国憲法第11条では、国民が生まれながらに持っている

「基本的な人権」は決して侵すことのできない永久の権利であると

定められています。また、第14条では、「法の下での平等」として

人種、信条、性別、社会的身分などによるあらゆる差別の禁止を

掲げています。



これら多くの法律が制定されてきた一方で、同和問題をはじめとする様々な差別は、今なお私たち

の身近に存在しています。

特に近年は、インターネット上での差別発言や差別を助長する情報の拡散が深刻な社会課題と

なっています。国は、「部落差別解消推進法」などを通じ、現在もなお部落差別が存在し、「差別は

決して許されない」という認識を明確に示し、教育や啓発による問題解決をめざしています。

人権尊重の社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、「自分を

大切にすると同時に「他者の人権も尊重する」ことが欠かせません。誰かの権利を「侵害しない

」そして誰からも「侵害されない」。そんな「あたり前」の日常を積み重ね、誰もが自分らしく

生きられる社会をめざして、総合センターは、これからも啓発活動を続けてまいります。

*総合センターは、差別解消に向け取り組む、人権啓発の拠点施設です。

総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。